

場への建設は考えておりません。以上です。

○川島洋一議長 7番 川島憲彦議員。

○7番(川島憲彦議員) 現時点では現火葬場への考えはないというようなことでありましたが、この火葬場の件について、私の先に質問された方々の中にもやっぱりどこへ持って行っても住民のあつれきは生じるというようなことを指摘をする意見もございました。私もそのとおりだと思います。一番そういう住民の亀裂を生まない場所はどこかといえば、私は現火葬場周辺だと、そういう意味から共産党は住民の合意が得られる可能性が最も高いところとして現火葬場周辺をいろんな角度から土地の利用とか開発とか含めて行えば一番早くないかという提案を共産党はしたわけですが、ぜひともそういうことも検討に加えて対応をしていくことを改めて提案、要望いたしまして、質問を終わります。

○川島洋一議長 以上で7番川島憲彦議員の一般質問は終結いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時58分

○川島洋一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 千光士伊勢男議員。

○14番(千光士伊勢男議員) 一般質問をいたします。

国保行政についてであります。まず1の前段において、国保税が本当に高いという声が聞こえてきます。これは所得が高い農家の人も低い人もやっぱり国保が高いというのが出てきます。これは何ととっても1984年度からは急激に国の負担が削減をされ始めると。そしていろんな制度をつくって複雑にしてくる。これは国保に対する国の負担をさしくるためにこういういろんな制度をつくって複雑にするという流れの中で、国保が赤字になれば国保税引き上げて穴埋めするという事になって国保税が高くなるという仕組みになっているからであります。

まず1つは国保税に対して、国保世帯に対して減額の世帯、これが今日どのようになっているのか。また、3番目の減額世帯の割合。この2つについてまずお聞きをしたいと思います。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

平成21年度から25年度までの国保税の軽減状況につきまして、資料により御説明を申し上げます。平成21年度は国保加入世帯4,230世帯のうち軽減を受けている世帯は2,186世帯で、加入世帯に占める割合は51.7%でございます。続きまして、平成22年度は同じく国保加入世帯4,188世帯のうち軽減を受けている世帯は2,193世帯で、加入世帯に占める割合は52.4%、前年度と比較しまして0.7ポイント増加いたしております。平成23年度は国保加入世帯4,084世帯のうち軽減を受けている世帯は2,171世帯で、加入世帯に占める割合は53.2%、前年度比0.8ポイント増加でございます。平成24年度は国保加入世帯4,085世帯のうち軽減を受けている世帯は2,212世帯で、加入世帯に占める割合は54.1%、前年度より0.9ポイント増加しております。平成24

年度までは軽減世帯は増加傾向にございましたが、平成 25 年度は所得増に伴いまして加入世帯 4,008 世帯のうち 2,117 世帯で、加入世帯に占める割合は 52.8%、前年度と比較しまして 1.3 ポイント減少いたしております。軽減世帯の割合についてでございますが、平成 25 年度における全軽減世帯 2,117 世帯の内訳といたしましては 7 割軽減世帯が 1,309 世帯、軽減世帯の 61.83%を占めておりまして、5 割軽減世帯が 236 世帯、軽減世帯の 11.15%、2 割軽減世帯が 572 世帯で軽減世帯の 27.02%となっております。以上でございます。

○川島洋一議長 14 番 千光士伊勢男議員。

○14 番（千光士伊勢男議員） 説明をいただきましたが、この説明の中で説明に基づいて考えますと、21 年、22 年、23 年、24 年と軽減世帯が微々たるですがふえてきていると。25 年は所得がふえたために 1.3 ポイント減ったと言われております。減ったといっても約 53%、一般国保世帯に占める割合は 53%という高さをもっています。25 年にふえたのは、所得の状況をいただきましたが、農家が 2 億円余りふえています。その影響でこういう現象が生まれている。しかし、24 年度まではずっと下がりつ放しということで軽減世帯がふえているということになります。しかし、ことしの 25 年度の増加については農家が確かにふえています。ふえてますが、それまではずっと減ってきているというのが実態ですから、この 3 年間の平均をやりますと実質的には収入は下がるという結果になります。こういう傾向が進むということになれば、軽減世帯がさらにふえるのではないかという思いをいたしますが、それは収入の面で例えば前期高齢者の年金の収入、これがまず下がります。階層別にいえばそういう年金者の収入が下がることによってさらに軽減世帯がふえていくと、そういうことになるのではないかというふうに思いますが、その点どのようにお考えでしょうかね。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

やはり所得を生み出す、そういった支援が必要ではないかと思われま。

○川島洋一議長 14 番 千光士伊勢男議員。

○14 番（千光士伊勢男議員） そのとおりだと思います。もう 1 点お聞きしたいのは、先ほども強調したように、説明もいただきましたように、軽減世帯が割合が非常に高い、これは軽減がされることは低所得者に対しては非常に喜びになっています。えいことだと思います。しかし、軽減された、例えば 7 割減の家庭でも 3 割は負担せないきませんから、この 7 割が負担が減ったとしても例えば消費税増税、電気料の値上げ、諸物価の値上がりなどなど、負担がふえてくるということになるわけで、しかも先ほども言いましたが年金が下がってくる、こういうことで軽減はされても国保税が払えない世帯が生まれるのではないかという思いをしますが、その点はいかがでしょうかね。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

やはり 7 割軽減、5 割軽減、今回 3 月の末の改正で 5 割軽減、2 割軽減の拡充等もございまし

たけれども、やはり実態としまして支払いにくいなどというお声を聞きます。行政としてどういったことが支援できるのかということをややはり考えていかなければなりませんけれども、現実的には医療費の増加ですとか、そういったこともありまして、そういったことに対してどういう支援をしていかなければならないかを取り組んでいくべきなのかなというふうに思います。

以上です。

○川島洋一議長 14 番 千光士伊勢男議員。

○14 番（千光士伊勢男議員） 確かに言われるとおりだと思います。医療費のふえぐあい、これを見ますとやっぱり一番高いのは前期高齢者の医療費と、もう 1 つは年齢層が多い部分についても高くなってます。これは人口比が高いからそれだけの費用がかかると、当たり前のことですが、確かに医療費が要るわけで、本当に苦勞されているということはこれまで私も経験をしてきておりますからわかります。それなりに市の予防行政も努力をされているという点も私は評価をしているわけです。全国的に見ましても医療費が上がってますから、しかし所得がふえてないというのが大変な大きな問題だろうというふうに思います。

それはさておいて、この軽減措置が拡充をされたらと。5 減が幅が持たされたらと、これは結構なことですが、こうして軽減措置をやっていないかん、これはこれで重要なことですからやらないかんですが、ところが片一方の軽減の対象にならない納税者、これとの比較をしますと、おらあ高いが払いゆうにという点で納税意欲が阻害されるんじゃないかという思いもしています。そのことを答弁を求めるわけじゃありませんが、支援対策としてはぜひ検討していただきたいということを提案すると同時に、軽減世帯がふえることによって一般世帯、国保世帯が減っていくという結果が生まれてきますから、この点をしっかり踏まえながら軽減されない世帯に対してどういう支援をしながら軽減世帯との公平性を保っていくかというあたりも一つは考えないかん課題だというふうに思います。

もう 1 点お伺いをしますけれども、先ほどちらっと僕も関連で言いましたが、国保世帯の平均所得、これは先ほど課長も少し触れられましたけれども、一般国保世帯の平均所得、これはもう答弁求めません。私が申し上げます。平均所得が 117 万 4,000 円。被保険者が 7,166 人で総所得が 47 億 6,000 円ということになります。それで被保険者の平均所得は 65 万 7,000 円、資料ではそうなっています。先ほど私もちらっと農業所得を言いましたが、年金所得も言いましたが、給与所得が市の納税者の全体の 34%を占めています。しかし、この給与所得者も 23 年から 25 年にかけて下がりっ放しになっています。年金所得者も先ほど言いましたが 23 年からずっと 25 年までは下がりっ放し。こういう所得の現状の中で、それぞれ努力はしているけれども、やっぱり年金者にとっては税金が払えないということがふえているわけですから、一番大事なのは国保税の仕組み、ここが一番大事だと思います。

この件について少し触れておきますが、先ほど国庫支出金がずっと下げられっ放しで現在安芸市では医療の給付費に対して 26%しか入ってこない。1983 年当時は 50%余りが支出金で入っていましたから、これは楽でした。しかし現実是这样なものですので、その分、赤字がふえると。

持ち出しもふえていくと、こういうことになります。ですから全国でこの国庫支出金が削減されたことに対してもとへ戻せという自治体からの声が上がっているというのが実態です。この国庫支出金がふえないと国保会計というのはもともとやっていけない制度です。発足当時から国保税で国保会計を運営する、これは全くできない状態で出発をしています。ですから国の補助金、支出金をふやせという運動をやって、83 年ごろまではそれが続いてきたからよかったわけです。その後はどんどん改悪ということになります。

そこで、先ほど 1 問の最初のほうで課長も答弁されましたが、高齢者が軽減の多くを占めているということを言われましたが、まさに高齢化が進むわけですから、これからも、そうしますと、さらに今の社会保障制度のもとでは年金は下がります。ことしも下がりました。そうしますとさらにふえていくということがいきます。そして医療費は膨らむということになったらまた結局値上げをせないかんということの繰り返しですよ。それで市長、一般の進んだ自治体では特別法定外支援として、一般会計から繰り入れて国保世帯の税金を抑えるという対策をやっているわけです。これをやらざったら、どこの自治体でも国保税を大幅に上げんと経営がやっていけないと、それと国庫支出金をふやすと、この 2 つに 1 つが実現していかないと国保会計は安定をしません。政府は財政基金安定対策だとかいろいろ制度をつくってやってますけどね、こんなことよりか国庫支出金をふやすと、まず基本に、これがまず先決だという点を私は指摘をしておきたいし、ここで聞きたいのは法定外繰入、これ市民課長どればあやってますかね、安芸市は。ちょっとわかれば。

○川島洋一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 お答えいたします。

法定外繰入の前に、さきに議員のほうから指摘のありました国の国庫負担金の率のことで先に一言申し上げます。その状況は先ほど議員のほうから 25 年度におきましては 26.8%ということでお話ございましたが、大半を占める国の定率補助金であります療養給付費負担金は平成 24 年度から都道府県の交付金に 2%移行したことに伴い、2%引き下げになりまして 100 分の 32 に改正になっております。後期高齢者医療制度や介護保険制度など、さまざまな社会保障制度の創設とともに国庫支出金の算定方法も改正されてきたところであります。少子高齢化による被保険者の減少でありますとか、低所得者や無職者層等の被保険者の増加などが状況にありまして、これに加えて、先ほど来お話がありますように前期高齢者や精神疾患関連の医療費が増加をいたしております。医療保険者で支える介護保険制度や後期高齢者医療制度への拠出金も年々増加傾向にあり、これらの負担増がますます財政状況を厳しいものにしておるところでございます。

この状況は安芸市のみならず、平成 26 年 1 月 28 日の厚生労働省公表の国民健康保険の財政状況の速報によれば、全国 1,717 保険者のうち約 47.7%に当たる 819 保険者が単年度収支におきまして赤字決算となっておりますこととでございます。

続きまして、一般会計の繰り入れについてでございますが、金額を申し上げる前に国保特別会計は地方自治法第 209 条の 2 に基づく特別会計でございますので、国保事業に要する費用は保険

給付費、保健事業に要する費用、事務的経費は被保険者の負担する保険税、国が負担する国庫負担補助金、都道府県の補助金、市町村の一般会計からの繰入金で賄うことが法令で定められておるところでございます。国民健康保険事業会計における一般会計の繰り入れについては、国民健康保険法の第72条の3に規定されておまして、毎年高知県や国より繰り入れの基準、ルールを定めた通知がなされております。安芸市におきましては、21年度までは法定分の繰り入れしか行っていないでしたが、累積赤字を解消すべく福祉医療等実施によって減額となりました国庫支出金相当分を平成22年度より繰り入れをしておるところでございます。法定外の繰り入れ分でございますが、平成25年度は2,251万2,413円となっております。以上でございます。

○川島洋一議長 14番 千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員） 先ほど市民課長から詳しい説明がありました。市民課長も言われましたように、国からの国庫支出金が23年度は34%であったものが24年度には32%に削られて、削った2%は県の調整交付金へ回されるという結果になっています。それで安芸市への交付金が26.8%、給付費に対しての支出金が26.8%に減ってるという実態が明らかになったと思いますが、こういう削減をすることが社会保障をしますと言って増税やられた消費税、全く使われてない。ほとんど使われてないということになります。これだけ国民だましはない。地方自治体には交付税が入ってますから、それはそれなりの財政が潤うでしょうし、ええろうと思いますが。私がうそを言いよったらいきませんので、消費税がどう使われているか少し紹介しておきたい。

消費税が例えば8億円税収として政府に入ると。ところが約10.6兆円ある消費税が、29.5%は交付税として地方へ回すと、これは安芸市はふえましたかね。残りの70.5%は国が予算として使うと。70.5%といえば7兆5,000億円あるんですよ。その7.5兆円の内訳は何か。基礎年金に9.9兆円を使うと、それから老人医療費に5.4兆円使う、介護に2.5兆円使うと、こういう計算になっています。これを足しますと17.8兆円ですよ。これは政府の国家予算の説明としてこれがあるわけですからこんなごまかしはないんですよ。だからやっぱり正しく金を生かそうと思うたら金はあるけれどもへちへ使うからのうなる。このことは市長、しっかり頭へ入れてもらって、市長会等でもおらくの国保を支出金をふやせと、銭はへちへ使いゆうじゃないかと、こういう主張をやらざったらけんかになりません。それはぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今後の軽減対策、これはぜひやってもらわないいけません。この財源については国から保障されるということになっておりますからやってもらわないいけません、しかし若い者が定着が薄い、これが大きな問題だと。これを育てる対策をしなかったらやがて高齢化が進むわけですから軽減世帯がふえていくと、順々に、いうことになります。その点を市長、しっかり考えてもらって市民との対話をもとにぜひ人口をふやし、若者の定着をふやすという対策をお願いをしておきたいし、先ほども申し上げました国庫支出金、これをぜひ頑張ってもらいたい。この支出金を減らす最大の目的は何かといえば、早く広域化をやってもらいたい。これが狙いですよ。そうすれば国の支出金はまだ減らせると、削減できるというのが狙いですから、そこをしっかりとつかんでぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

それでは国保の問題、これにおいて、次は買い物難民の問題。この問題は前市長のときも2回もやってきました。しかし、弱い立場の人たちの暮らしを支えようかという意思は全く示されませんでした。今度の新市長になって、どういう考え持ってるかなど。その前に1つお断りしちよかないきませんが、市長に質問したことを書いてありますが、これは前市長の間違いでして訂正しておわびをいたします。今、御承知やと思いますけど、安芸の旧町、港町1丁目から津久茂町、ここに生活している弱者、移動条件を持っていない、この人たちは旧商店街に食品を売る店がない、洋品はちょっとあります。自由に身近で買い物ができないという条件になってきたと。国道を挟んで北、南に国道沿いに店ができ始めたということもあって、スーパーへ行くには国道を渡っていかないかん。乳母車ついて行きゆう人なんかは交通量がふえて、危険性が高くてなかなかよう渡らないっていう問題が出てきてます。津久茂町、津久茂町から西のスーパーへ買い物に来るに乳母車ついて買いに来るのに5回も休まないかん。さらに国道を渡らないかん。こういう危険な状態の中で一生懸命生きているわけです。井ノ口にも店屋がなくなった。土居もなくなった。川北、東川筋ものうなった。農協が東川で1軒やってくれゆうだけだ。こういう状況ですから、それを何とか支援できる対策をやらんといかんじゃないかというのが私が聞きたい趣旨です。いかがでしょう。担当課長。

○川島洋一議長 商工観光水産課長。

○植野誠一商工観光水産課長 買い物弱者に対してどのような対策、支援がということですが、これまでの市の調査の中におきまして買い物の項目等で特に困っているという回答はございませんでした。この回答の中では、自分が動けなくなったときの将来への不安、中山間地、畑山・東川地区では移動販売を利用している。また平野部、中山間含め、元気バスを利用しているなどの声をお聞きしております。しかしながら、議員のおっしゃるように近所の商店が減少傾向にあるということで、日常の生活品が直接近所で買えないという不便もあるとは感じております。高齢者等の買い物対策としましては、現在実施しています元気バスの運行や介護保険、障害福祉などの公的サービスと移動販売、生協、イオンなどの民間が実施する民間のサービス、御親族、御近所、御友人などの御協力を組み合わせながら対応していかなければならないと考えております。ぜひそれはお願いしたいと思います。

○川島洋一議長 14番 千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員） 市の調査をされたという。どうやって調査したか。

○川島洋一議長 商工観光水産課長。

○植野誠一商工観光水産課長 買い物弱者の把握につきましては、畑山地区では世帯調査を実施しております。また、東川地区においては特に困っておるというような声は上がってないということで、企画のまちづくり係で確認しております。それと民生委員が高齢者の実態調査をし、その中から介護サービスを利用していない高齢者を中心に、地域包括支援センターの保健師と社会福祉士が戸別訪問を行い、それらの世帯の調査を行っております。その他としましては、総務課のアンケート調査等があります。そういうことで行っております。

○川島洋一議長 14 番 千光士伊勢男議員。

○14 番（千光士伊勢男議員） まず1つに、総務課のアンケート調査をしたと言われたけど、その回答を出してください。今によびませんき。それから、東川では困ったことないと、これは東川は農協やってますから。人口が少ないために地域の人が買い物に来たときついでに買うと。これはやってくれてますから。ええですか。あんたが実際足を運んで調査したわけじゃないでしょうが。だからわかってない、一つも。それから民生委員が介護を利用してない人には行って買ってきて、こういうことですかね。介護のバスを利用して。それはそれで結構ですよ、本人がそれで納得しとけば。しかし、私が聞き取りした関係では、最近ですが、港町1丁目だけでも20人おられますよ、そういう声を出す人が。だから港町1丁目で20人おるわけですから。それから西はまだ人口が多い。もっとおるわけですよ。ある市の元職員のOBから話を聞きますが、その人は元気なほうですが、伊勢男君ね、おらあもう55号北へ行って買いに行くのが嫌になった、おっくうで。けんどもまんだけじゃいかんじゃか、ほかにおらんかと言うたら、ほかにも随分おると言うで。だから調査をしたからこうじゃということじゃなくて、便利さがあれば、利便性があれば利用しますよ、住民はね。そういうこともようせんに、店がいかなりゆうときに何にも支援せざった。行き次第で結局店閉めたじゃないか。そういう行政姿勢じゃだめですよ。

これからも今わずか残ってる店もやがてそうなるんじゃないかと、私は心配してるんですよ。そしたらこれから高齢化がまだ進みます、国保のときにも言うたように。これから進みますよ、まだ。バスを利用して買い物に来ると、そら上等よ、買うてもろうたらえい。けんどもね、半日かかるんですよ、井ノ口から買いに来るに。何かしたいことがあっても半日かかるから、もういんだらようせんと。こういう状況になっています。地域に物を売りゆう条件ができれば、それだけお金が安芸市へ落ちますよ。今の状態やったらね、スーパーで買って県外へ持っていかれると、金は。そういう状況になっちゃうでしょう。それで財政が厳しい税金上げるって言う。そんなことせられたらたまったもんじゃないで。やっぱり税金は人のために生かすということをやっているんだかと困る。そういう対策こそぬくもりある行政というんじゃないですか。

もう1つ課長に聞きますけど、県の担当課の支援対策、どういうもんがあったの。言うてください。

○川島洋一議長 商工観光水産課長。

○植野誠一商工観光水産課長 お答えします。

県の買い物弱者といいますか、日用品を確保するための事業としましては中山間地域生活支援総合事業の中の補助メニューに移動販売などの生活用品の確保に向けた仕組みづくりというのが1つあります。それと、高知県商業振興支援事業補助金というのがございます。

○川島洋一議長 14 番 千光士伊勢男議員。

○14 番（千光士伊勢男議員） この支援制度がどうしてできた。過疎化が進んで、店もなくなって地域に元気がないからこういう制度をつくって元気にしてもらおうじゃないかということでこの制度があるがですよ。あんたら安芸市を本当に元気にするって考えちゃうのか、それで。市

長、この対策については方針を持っていますか。聞かせてください。

○川島洋一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えします。

具体的な対策というよりも、取り組み方、考え方で構いませんか。やはり直接市の職員が地域の生の声を聞くことが一番重要である、基本的なことであるというふうに考えております。その1つとして先月から地域の方から生の声を職員が直接聞くことができるまちづくり懇談会が動き始めました。この懇談会は地域の課題や将来のことについて語り合い、お互いに支え合いができるきっかけとなるものでございます。ちょっとそれるかもわかりませんが、今、市の職員は現場に職場から一步踏み込み、最前線で何が起きているのか現場の生の声をしっかりとアンテナを張り、課題解決に向けた関係機関との連絡調整や情報提供などの役割を担っていくことが求められているのではないかと自分は考えております。買い物弱者対策につきましても、地域の方からの生の声を職員が直接聞き、行政として何がどこまで取り組むことができるのか実効性のある、地域に合った方法で取り組んでいかなければならないというふうに考えております。すいません、具体的じゃなくて基本的な考え方を述べさせていただきました。

○川島洋一議長 14番 千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員） 再質問します。

確かに市長が言われるように組織は立ち上げた。つくれたからこれから動き出すと。これは大事なことです。こういう取り組みが非常に弱い、安芸市は、これまでの市政においても。だからやっぱり住民との対話は市長の公約ですから。これが支持されて市長になられたと私はそう受けとめてます。地域の現状もつかむということも必要です。そういう対策を行動しながら、しかしやらないかんとしたときに果たしてそれが前向きに進むように取り組めるのかと。そこが一番大事ですから、それはしっかり踏まえてやっていただきたい。私が一番心配するのは、これから先、安芸市はどうなるかということ考えたときに、市外からの資本がどんどんどんどん入ってくる。けんど地元で物事を起こす、そういう対策が全くやらない。そうなれば結局お金は市外に流れるだけで済みますよ。だから今までの安芸市がこういう安芸市になったのも、外からもとってくるけんど外へも出さんような対策やるぜよと、これをやらんずくに元気な安芸をつくりますやいうて言うわけですから。こんな話は全くない。だめじゃ。だから過疎化が始まって、山間地域の対策も何ちゃあできん。ユズやりましよう言うだけで。そういうことだから安芸市は発展せんじゃないかというふうに思います。

もう1点だけ僕は提案しますが、まちづくりの対策でもう少し高校生の力を生かすという対策も考えてみたらどうかというふうに思います。これでそういうことで成功して、若者が定着ができたということが言われている自治体もありますしね。そういう点で若者の力を生かす対策、このこともしっかり考える必要があるというふうに思いますが、市長、これ考えてみませんか、ひとつ。その提案をして私の質問を終わりますけど。

○川島洋一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えします。

御提案ありがとうございます。前向きに取り組んでまいります。

○川島洋一議長 以上で14番千光士伊勢男議員の一般質問は終結いたしました。

9番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員） 通告に従いまして一般質問を行います。

1つ目に子ども・子育て支援新制度と自治体行政の子供をめぐる緊急課題と、2つ目に高齢者、障害者の施策についてお伺いをいたします。

それでは1つ目の子ども・子育て支援新制度と自治体行政の子供をめぐる緊急課題についてお伺いをいたします。安芸市においても少子化対策が打ち出されて何年になるでしょうか。安芸市への定住策として内原野団地が挙げられてきていますが、人口減少にストップがかかり、経済・産業が潤っているのでしょうか。それどころか若者の流出が激しくなり、今では地域どころか自治体存続が危惧され始めました。そこでお聞きをいたしますが、ここ10年間の若者流出人口はどのようなになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○川島洋一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 お答えいたします。

統計上、若者という定義がございませんので、厚生労働省が若者無業者の統計で用いる15歳から34歳まで、これで比較してコーホート法によりまして推計しますと平成16年3月末の住民基本台帳の15歳から34歳の人口は4,369人です。10年後の平成26年3月末にはこの方が25歳から44歳になっており、その人口は3,783人となっておりますので、10年間に586人減少していると、推定値ですけれども、なります。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員） 統計上、そういうふうになっているということですが、安芸市から若い人が出ていくということはこれまでもいろいろな方が質問されましたけれども、安芸市にとってやっぱりちょっと痛手になっていると言えらると思います。

子ども・子育て新制度を来年4月から実施しようとしています。こうした子供を大切に育てる、安芸市を担っていく子供を育てるという点でお伺いをしてまいります。子ども・子育て会議がこれまで何回行われ、どのように内容が検討されてきたのか進捗状況をお伺いをいたします。

○川島洋一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

安芸市子ども・子育て会議につきましては26年3月25日に1回開催をしております。会議の内容につきましては、子ども・子育て新制度の概要説明、そしてニーズ調査の結果報告、国の提示する手引きに基づく量の見込みの報告を行っております。以上です。

○川島洋一議長 9番 安藝久美子議員。

○9 番（安藝久美子議員） まだ1回しか行っていないということですね。

次に、条例化の予定は6月議会には出されていないので、9月議会に提案されるのでしょうか。